

新型コロナウイルス感染者発生時の緊急対応について

令和2年4月16日
小値賀町議会事務局

1. 感染症対策

- ①マスクの着用、手指消毒の徹底
- ②毎朝の検温実施
- ③ドアノブ等の消毒
- ④会議休憩時の窓開け（換気）の励行
- ⑤議員・職員においては、次に該当する場合には必ず事務局に申し出るものとし、本会議や委員会等への出席を自粛する
 - ・37.5度以上の発熱が4日以上続いている
 - ・強い倦怠感や呼吸困難の症状がある
 - ・臭覚、味覚に異常を感じる
 - ・家族に上記3点の症状がある者がいる

2. 議員・事務局職員に感染者が発生した場合の本会議・各常任委員会等の対応

(1)議員が感染した場合

- ・議長が感染した場合は副議長が代理を務め議事を運営する（各委員会も同様）
- ・議長・副議長が感染した場合は、残った議員で最年長の議員が仮議長を務め議事を運営する（各委員会も同様）

(2)事務局職員が感染した場合

- 事務局職員が感染した場合は、もう1名の職員も濃厚接触者となるため、少なくとも2週間は自宅待機となる。
- ・議会事務局長は、役場職員の議会事務局経験者へ町長より兼務辞令を出して対応する。議会事務局経験者がいない場合は、相当の役場職員に兼務辞令を出し、役場職員OBで議会事務局経験者を臨時雇用し補助員として付ける。
 - ・書記は、会計年度任用職員で対応する。

3. 傍聴について

- ①感染終息まで、委員会室及び議場傍聴席での傍聴自粛をお願いする
- ②傍聴については、庁舎内モニター視聴を実施し、マスク着用・手指消毒を呼び掛ける（役場3階第1・第5会議室）

4. 町対策本部と議会対策会議との情報共有及び問合せについて

(1)議員から町対策本部へ

緊急の場合を除いて、町議会対策会議で集約し、町対策本部へ伝達する

(2)町対策本部から議員へ

町対策本部から議員への情報の伝達は、町議会対策会議において統一的に行うものとする

5. その他

本対応案は、新型コロナウイルス感染症の今後の動向を見ながら、適宜見直すこととする。